高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第20号

中日本高速道路株式会社が平成22年６月25日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」(以下､「料金公告」という。)の一部を下記のとおり変更しますので､道路整備特別措置法(昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年６月17日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

料金公告の変更

・「中央自動車富士吉田線等における高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。
「３．実施する期間」中｢「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年６月19日まで」に改める。

・「一般国道16号（八王子バイパス）における高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。
「３．実施する期間」中｢「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年６月19日まで」に改める。

・「一般国道139号（西富士道路）における高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。
「３．実施する期間」中｢「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年６月19日まで」に改める。

・「一般国道１号（箱根新道）における高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。
「３．実施する期間」中｢「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年６月19日まで」に改める。

・「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））における高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。
「３．実施する期間」中｢「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年６月19日まで」に改める。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成23年６月17日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　西村　英俊

記

１．［２］⑵のうち、④及び㉔を削り、⑤を④に、⑥を⑤に、⑦を⑥に、⑧を⑦に、⑨を⑧に、⑩を⑨に、⑪を⑩に、⑫を⑪に、⑬を⑫に、⑭を⑬に、⑮を⑭に、⑯を⑮に、⑰を⑯に、⑱を⑰に、⑲を⑱に、⑳を⑲に、㉑を⑳に、㉒を㉑に、㉓を㉒に、㉕を㉓に、㉖を㉔に、㉗を㉕に、㉘を㉖に、㉙を㉗に、㉚を㉘に、㉛を㉙に改める。

１．［２］⑵④のイのうち､「ＥＴＣ車」を「ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。)」に、ロのうち、「対距離制区間、均一制区間」を「⑴①イ㈠に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。)、⑴①ロに定める均一制を適用する各区間（以下「均一制区間」という。)」に改め、ハに､「沖縄自動車道については平成23年６月19日までロのただし書きを適用する。」を加える。

１．［２］⑵⑤イ㈠の表中､「近畿自動車道松原那智勝浦線と南阪奈道路」を「近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号（南阪奈道路)(以下「南阪奈道路」という。)」に､「山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路」を「山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号（広島呉道路)(以下「広島呉道路」という。)」に改める。

１．［２］⑵の⑥ハ、⑧ニ、⑨ハ、⑩ニ及び⑪ニに､「沖縄自動車道については平成23年６月19日まで本割引を適用する。」を加える。

１．［２］⑵⑩イ㈠のうち､「広島岩国道路並びに東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路及び延岡南道路」を「広島岩国道路、東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路並びに延岡南道路」に改める。

１．［２］⑵⑪のロ㈠のうち､「ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間」を「ただし、平成23年６月19日までの間においては甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間」に、ロ㈡イ）のうち､「通行料金に適用した算出額と」を「通行料金に適用する。ただし、平成23年６月19日までは、当該算出額と」に、ロ㈡ロ）のうち､「本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Ａ及びＢにより」を「本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Ａにより算出した額とする。ただし、平成23年６月19日までは下記の計算式Ａ及びＢにより」に､「ただし、下記の計算式Ａ及びＢにより」を「なお、下記の計算式Ａ及びＢにより」に、「対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」に、ロ㈢のうち､「平成21年３月28日）から適用する。」を「平成21年３月28日）から平成23年６月19日まで適用する。」に改め、表中､「関西国際空港線と関西国際空港連絡橋を、関西国際空港線の全線から関西国際空港連絡橋の関西国際空港インターチェンジを連続して通行する場合（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。)。」の欄及び「近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。)連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。)。」の欄から「四国縦貫自動車道と広島呉道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島呉道路の呉インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。)連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。)。」の欄までを削る。